

農業委員会だより



今年も甘いブルーベリーがとれました (大字曲師地内)

- 農地の利用集積にご協力を！
- 耕作放棄地の解消にご協力を！
- 都会からの農家体験と私の農業
- これからの農業
- 農地を相続する場合は、農業委員会への届出が必要です！
- 農業委員会委員選挙人名簿登載申請を忘れずに！
- 農業委員会事務局受付窓口のご案内
- 編集後記

第 5 号

平成22年9月20日発行

発行：川島町農業委員会

編集：川島町農業委員会だより編集委員会
〒350-0192

埼玉県比企郡川島町大字平沼1175

電話 049(297)1811(代表)

049(299)1760(ダイヤルイン)

農地の利用集積にご協力を！

担い手農家利用集積モデル圃場整備事業

近年の米価や麦価の低落は、土地利用型農業経営を行って農家の経営を非常に圧迫しています。また、兼業農家には、農業意欲の低下や若者の農家離れなどから、耕作放棄地の増大などの影響が出ています。

永年、米作を中心に行われてきた農業を安定的に維持していくためには、経費のかからない農業経営が求められています。

そこで、町・農業委員会および農業協同組合では、農業意欲のある担い手農家に農地を集積し、効率のよい農業を行っていただくことと、平成18年度から「担い手農家利用集積モデル圃場整備事業」を行っています。

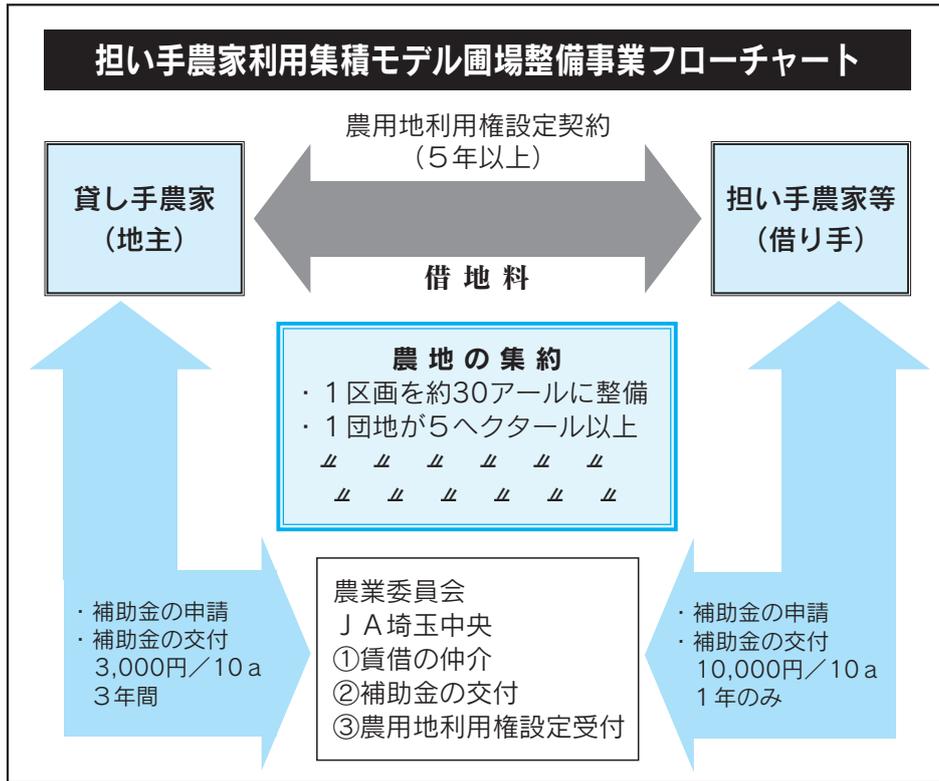
この事業は、約10アール区画の田を、農業経営基盤強化促進法に基づく「農用地利用権設定契約」による貸し借りや交換などによって集め、圃場の畦畔を取り除き、30アール程度の区画に整備し、作業効率のよい農業を行えるよう

にするものです。

町では、対象区域の農地で、農地を貸した農家に10アール3,000円(3年間)を、また、農地を借りて圃場を大きくした農家に10アール10,000円

円(1年のみ)の補助金を交付し、推進しています。今年度の事業対象区域は、小見野地区(上小見野・下小見野の一部)を計画しています。今後とも効率のよい農業経営が行えるよう推進していきますので、関係者の皆様のご協力をお願いします。

担い手農家利用集積モデル圃場整備事業フローチャート



耕作放棄地の解消にご協力を！

農業委員会では、耕作放棄地をなくしていくと、毎年耕作放棄地の現地調査を行っています。今年も8月上旬に、町内全域の農地を3日間にわたり、調査を行いました。



農業委員による耕作放棄地の調査

耕作放棄地とは

農業センサスでは、「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されています。

耕作放棄地が与える影響

①耕作放棄地は、周りの環境にさまざまな悪影響を与えておそれがあります。また、一度耕作をやめて数年経て

ば、農地の原形を失うほど荒れてしまいます。

②耕作放棄地が及ぼす周辺地域の営農環境への悪影響として、病害虫・鳥獣被害の発生、雑草の繁茂、用排水施設の管理への支障などが考えられます。また、地域で中心となって農業を担う経営者への農地集積の阻害要因ともなっています。

③地域住民の生活環境への悪影響としては、土砂やゴミの無断投棄、火災発生の原因となるなどが考えられます。

遊休農地に対する指導が強化されました。

「農地法等の一部を改正する法律」が昨年12月15日に施行され、遊休農地に対する指導が強化されました。

- ①すべての遊休農地が指導の対象となります。
- ②農業委員会が年1回農地の利用状況を調査します。
- ③遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告等を行います。

都会からの農家体験と私の農業

9月に入り町内の水田は黄金色に輝き始め、素晴らしい景観になりました。日増しに収穫の最盛期を迎え、我が家には、都会から農家に興味関心をもつ息子の友達が、農家体験に来ています。大都会から離れ、青空の下、土と触れ合い、慣れない手つきで鎌を持ち、楽しんで稲刈り体験をしています。都会の若者たちと触れ合い、農業を楽しみ働くことにより、農家も元気づかり地域も活性化します。

昼食の準備のため女性は、おにぎり、手打ちうどん、野菜や山菜中心のてんぷらを作っています。若者は「郷土料理を習い、食えることができ楽しかった、本当に美味しかった」と声を弾ませています。今、都会の人たちは、農家体験を望み、安心安全な食料や田舎料理の素朴な味わいや温もりを求めています。

農家の労働力不足の手助けとして『農家ワーキングホリデー』はどうでしょう。私は数年前まで、兼業農家として、平日は会社の仕事、週末は農作業に従事し、地域農業を支

えてきました。

米価低迷により稲作環境は厳しい状況となっておりますが、省力・低コストな米作り、疎植栽培に取り組んでいます。昨年は50株植え（坪当たり）、今年は42株植えに挑戦、慣行栽培と変わらない収量品質が確保できれば、37株植えの疎植栽培に変えたいと思います。更に農薬を減らし、有機質肥料栽培により、安全で安心できる米作りを目指し、地域に密着した農業を続けていきたいと思えます。

（前嶋委員）

これからの農業

食品が輸入されないと国内消費量に対して食糧不足になるにもかかわらず、多くの田や畑が荒地となっている状況です。産地・賞味期限の偽装が行われるのには、輸入食品の価格と国産品との価格差が大きいと考えられます。

40%を切った食糧自給率を1%でもアップさせるため、遊んでいる田畑を有効活用して野菜などを作り、安全安心な食生活に戻すよう努力しましょう。

減反を回避すれば荒地は減

少しますが、米価格の低下により農家は生活できません。

また、少子高齢化が進むなか子ども未婚化傾向や、早朝から深夜までの農作業と汚れなども農業離れの要因となつています。機械の大型化により、この問題は防げても機械代金の支払いが残ります。山間地と違い、川島町は幸いにも平地であるので息子や孫が喜んで引き継いでくれる対策を早急にお互いに考えなければなりません。

荒地を一時開墾してもそこに継続して作付けしなければまた元に戻ってしまい、継続して作付けする作物と販売価格が問題になります。

最近、直売所が人気で価格は個人で決められますが、生産品のすべてがここでは販売しきれません。市場60%、直売所30%、本人直売10%程度です。同じ作物を出荷する場合、出荷時期を変えなければ品物のあるときとないときがあり、また、価格競争により、お互いに低価格になってしまいます。ニーズにあった作物となるために、安全安心な品物を作りましょう。

（鈴木委員）

農地を相続する場合は、農業委員会への届出が必要です！

昨年、農地法等が改正され、相続等により農地を取得した場合は、その農地が所在する農業委員会への届出が必要になりました。

届出

相続を知った日から10か月以内に農業委員会へ提出してください。

探すなど、大切な農地を有効に利用することができるようにするものです。

なお、この届出は、相続のときだけでなく、時効取得や法人の合併・分割により農地を取得した場合も届出が必要になります。

目的

添付書類などは、特に必要ありませんが、相続した農地がわかるようにして、窓口へお越しください。

相続での農地の取得は、相続権のある人なら可能ですので、農家でない人や地元に住んでいない人も農地を所有することができま



届出をしなかったり、虚偽の届出をしたりすると、10万円以下の過料に処せられることとなります。

相続による農地の所有者の変更を農業委員会が把握することにより、自分で管理できない農地について、農地の管理の相談や、地元で借り手を

届出の用紙などは、農業委員会窓口にありますので、詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。

**農業委員会委員選挙人名簿
登録申請を忘れずに！**

農業委員会委員選挙人名簿は、農家の皆さんから提出していただく申請書を基に毎年1月1日現在で調製しています。申請書は、農業委員会・選挙管理委員会から行政区の区長さんを通じて、11月末ごろにお配りします。

農業委員会委員選挙人名簿は、農業委員会等に関する法律により、毎年調製が義務づけられています。耕作面積や耕作従事日数などを記入のうえ、行政区の区長さんへ提出してください。

なお、個人情報保護のため、封書での配布・提出をお願いします。

※10アール以上の農地を所有し、耕作している世帯で申請書が配布されない世帯がありましたら、選挙管理委員会事務局または農業委員会事務局にお問い合わせください。

資格条件

平成23年1月1日現在で、川島町に住所を有し、平成23年3月31日現在で年齢満20歳

以上になるかた（平成3年4月1日までに生まれたかた）で、次のいずれかに該当するかた。

①10アール以上の農地につき耕作の業務を営んでいるかた。

②①の同居の親族またはその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事するかた。

③10アール以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で、年間おおむね60日以上耕作に従事するかた。

**農業委員会委員
選挙人名簿の縦覧**

1月1日現在で申請のあった農業委員会委員選挙人名簿の縦覧及び異議の申出期間は次のとおりです。

期間 2月23日から3月9日まで

場所 川島町選挙管理委員会事務局

詳しくは、選挙管理委員会事務局（TEL299-1753）または、農業委員会事務局（TEL299-1760）まで。

※9月から電話番号が直通電話になりました。

農業委員会事務局受付窓口のご案内

次の申請は
毎月10日が締切日です

**利用集積
（農地の賃借）**

農地を貸し借りする場合は、農用地利用集積事業による利用権の設定が必要です。毎年10月末、4月末までの年2回の受け付けとなりますので、期限までに提出をお願いします。

**農地法第3条
（農地の売買）**

農地を農地のまま「売買したいかた」、「贈与したいかた」また、「未登記の整理をしていないかた」等は農地法第3条の許可申請が必要です。※相続（所有者の死亡）による登記の場合、農業委員会の許可は要りません（届出のみ）。

**農地改良届
（農地の埋立て）**

農地を埋め立てて畑などにする場合には、農地改良の届出が必要です。また、川島町埋立規制条例に基づく事前協議許可が必要です。なお、1,000㎡以上の農地改良は県許可となります。

**農地法第4条、5条
（農地の転用）**

自己用の転用（農家住宅・倉庫等）の場合、農地法第4条の許可申請が必要です。一方、転用を目的とした売買・賃借（一般住宅・資材置場等）の場合、農地法第5条の許可申請が必要です。

※市街化区域内の転用は、農業委員会の許可は要りません（届出のみ）。なお、随時受け付けています。

編集後記

早いもので、農業委員になり1年4か月になります。この間、農地法の勉強会や研修、そして農地の集積、遊休農地（耕作放棄地）の調査などを行い、的確な農地の把握に努め、委員会として、町の農業経営の基本的な構想に役立ち、安全で安心な自給の向上につながればよいと思います。

また、第5号の発行にお力添えをいただきました委員の皆様、心より感謝申し上げます。今後も「より良い『農業委員会だより』を作っていきたい」と思いますので、町民の皆様からのご意見ご感想をお待ちしております。

（鹿山委員）

- 編集委員長 鹿山 柳治
編集副委員長 前嶋 勇男
編集委員 安田 昌生
猪鼻 文明
大澤 伊吉
木村 一男
横川 二三男
石黒 安太郎
相談役